

石見八重葎

総國

一

内務省圖書
 第一一〇〇〇號
 和書部地理類
 函冊
 共三十冊

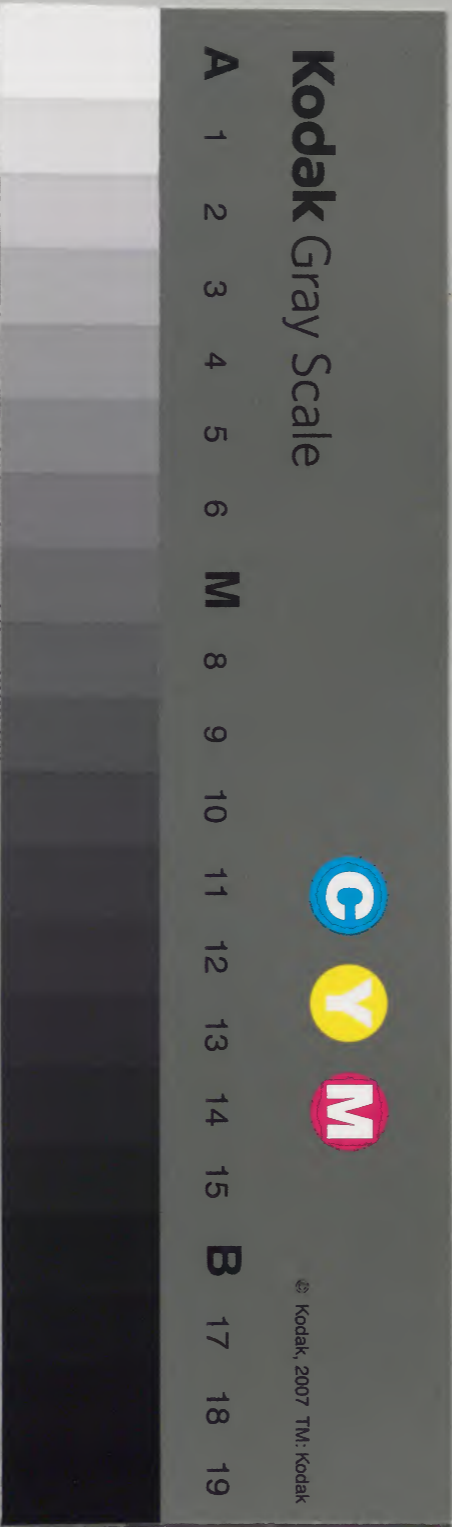
和書門
 二九二九五號類
 函架冊
 一三冊

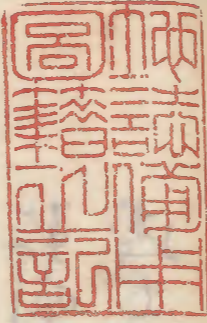
129
 内閣文庫
 和書類
 二九二九五號類
 一三冊
 一七五函
 九架

潤

内閣文庫	
番號	和 29295
冊數	13 (1)
函號	175 129

明治三十三年

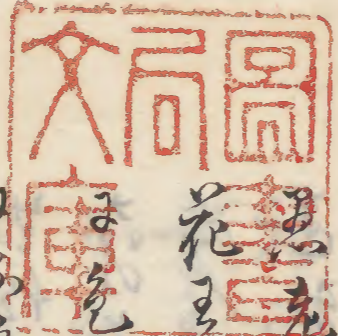




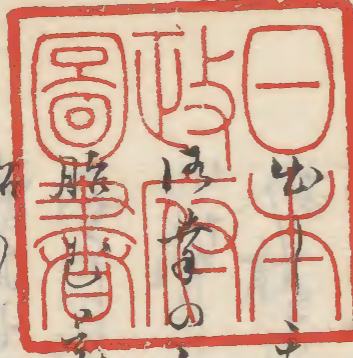
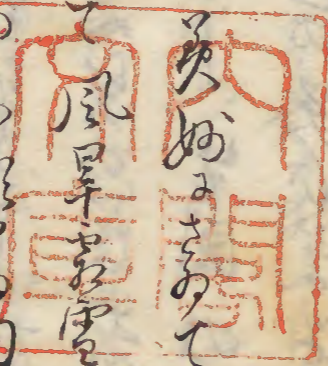
角郭經石見八重御序

是當九例誤

カトラスコシヘル カトラスコシヘル
角郭經角三方ハ石見
の冠言ノ景也



花王の若とけり松ハ高山石少生一
花王の若とけり松ハ高山石少生一
花王の若とけり松ハ高山石少生一



始のハ可忍ク即ち大徳あるゆへに
て大夫の位も亦も七理ふ不運ハ不降の泥井ナリ出
てま情不降をふれは存子也新也七流經ナリて是

さくらや稲はまをりよとて深きゆゑは長生の十聖
と軍意を是と師をすしゆとくりそお菊水翁
さあも又ハ禽獣の内まを極多きまの阿けてる人
りてあして他人のまの目よ日止るうたかあまお
ハナリこま人とて亦不菊虫の類はむらんとまは口
おき次第あり然りとくまを寸尺まあまは
生れま味まうまの阿立くく 然れまま意まて
あの中 朽果んも然りまはれハ九牛の一毛なりとも其
ぬ人のまをぬらまをぬらとも皆先賢のま志
道徳^{カチ}のゆゑは長生の及ぶま有るく 生國の
まの一万の一の端く然りま後ま志道のまいまを
述て眠を覚はるま

高ま屋法かれが老を若く杖ふも漢ま佛非り
さけけ然る漢田侯はゆま小條氏の言ま升上氏
雅又二安源又教といふにはまをまのくまおは仁
ま弘考まるとまうとまてま井まあまのけめく
りゆりまうまの信ま山ま里く此ゆりやま
て蘇絵圖一面ゆりまままは人の阿芳まあま
人杖まく山ま越くま種まくと難まをるんやま天
の脚まあま

石見口の風雅の大人有りて小まはまいまはま
何て閑坐のまはまをまて者雅ま河原ま
換け給りまままといんまらまといんま
まの芳志ま新り誠ま黒光る船まやせん橋まやせんま

なる心を渡して名所古蹟を求むる所を以て

一 那賀郡本束の郷の内大垣村 田野系村 海邑の南の方イロウ子 弥田山を
國の井として凡そ流郡形見山を東とす一 美濃郡打歌
の山を西とす一 太田山より 南美濃郡冷泉郡今 延見と云 彦見
山東平元七里斗り大垣弥田山より 那賀郡以階山下府村
の山へ向て又七里斗り有くは大垣迄ハ 藝州境の標不
れ美濃郡上川村邑智郡上田村迄大少ハ 南の方藝
州へ出れハ 平均して大垣田野系を以て 東西南の凡中
央とす一 然るハ 海畔井村の郷を以て 東西の中央と
す一 東始末レマツヤ 西ハ 板野浦迄何程も 拾六里位有く之と

一 山陰道ハ 人皇四十五代聖武天皇神龜五年吉
備大臣一詔有て中笈六尺五寸の間竿を以て六
十間を一町と被推てより 三代将軍家光賢君の
涉跡も右例を以て 涉政を里毎に尺の左太一板
と推させ給ふを生立魚り案ハ 板を以て 三里塚の
中と如くハ 中板ハ 板を以て 志多す

一 神代言尺の時ハ 百間を以て 三里と如く 言説ハ
出雲國云 里濱長之拾六里核之里ハ 中是百間を
三里とせし 中風土記解註も 出て 以て 此也

一 渡田領津和野領と云ハ 石見の郷の田も 戸何
某の家より 出くる 中にて 高野新山 忍氏の室庫より

借求のありし所料内は後旧家の古繪圖を以て記す

一古社の跡地ハ野吹郡河野氏より取有て求し置れ

河津君法在位の時大久保元見古松法檢地の河民數帳
は九條家の
秘録より出の写し也其外石見鏡旧事雜辨の類

高又旧家の秘録村元古元の傳へよりして是を並ぶ

一國中鄉村邑里名山古跡古名物古名人其外不

の跡古古事の雜誌ハ温泉地有福原との入湯
する處せき里々の古元風物の人より傳て是を並ぶ
解遠近上下の隔なく文を括ひて觀し是を並ぶ

一古元通をくも所多きハ古事記より其事を志し種

々の書物の端々を書集の小冊に認め並しを去方へ

貸しりまよいつら失ふてりしか今此を法るまよ

射て候り少くも見せの出来の明らきくぬま

見る人は是を忠し之

一大祖藤原氏涉靈神宮井は此れぬひ古元は是

のふるまを志しぬまの記と心ひふるまを

是より悪むあるを憐れむつやとまは

一如何も古松の類々難き事ありて兼し一處に法る

折節生土式内大飯彦命へ系統して誠心込

て伺ふまはるまは井河告の有りまはあり或は種々

秘録の有る古松をふは法り古人の事りて古ぬひ

しより有り其外近邑の法り人達の事りて古ぬひ

よりあり又古元は狗中より古事其外記ふは法り

み出さるるも多し是皆至元より至正の法統の
志ありと云ふんことを定む

一世の物をある人祚代の汚徳の極あるは一向唐統
の振より中絶も亦阿れとも左様一子計り治す
てい末代より書と不信様もあらん祚代より才色
いとしく忠入名の中述はと之と武に 至照河
祚一歎對又ハ萬民を苦一の悪祚も甚多有
親を志ある一子と流一程との悪新せりも有り
末代とも悪祚無人を有りも有り金比羅宮
の所利生杯せよと有り又高國柿平氏の
神祚中古和歌の祖祚といふ概矣とて末久留矣
大明祚と云ひ我皇と云ハ深義經公と稱するは亦ハ

軍法の奥義は人より始て聞るより楠公は稱
美せし事と云ふ古分今より武士の鏡と云ふハ
南木大明祚と云楠正成公の事と云や少少了
尚玉途ノ郡山崎氏より出りし道作本岡坊ハ我
朝より基の中興國基と中絶より豊臣氏も其
所方子丹子是れ小旗ハ北も我國教身ノ礼
を法免吳國と云平け給へハ末世と云ハ強く又
ハ強くも其系柳ハ風靡も其志難を凌ぐハ
子親音ハ是を賞矣志ありと少及ハ誤不の堅
きも又その事ありて其人是を信ふ孔子も其言ハ
如不及との事片寄るも又いふ阿ん六韜
も其の明弱九其の定を致すもあはれ又九地ノ

唐をたふすは只一人を以て後にあてよ
と云ふは世に世に懐はれんや

一 愚免の尚國那美郡太田村飯野山と山のある
西沼と申深谷の奥より生れし志あるは名なき師
も也一 幼少より村役を勤免父母存養の暇
農世業を働き文道を學ぶ毎日々其の文字を
記して不調法なり 實に盲人と同し然るに世
の人舌を笑ひひめりは紙を至極なり 然るも
尚時江府の花輪檢校といふ人の生れあるの盲
也此を往昔往代の書を始め教多の神書を撰
れ此を誰ぞ一人と云ふ師大崎有瑞先生
より聞き 愚免も其書を南よりと先生中より

ける事江府へ誘引して彼花輪先生の門
と云ふと師のまゝと云ふ事ありて教
里の安りの事と云ふて時を失ひ其書を悲む
は先生ハ誠ニ神の如しと云ふ人の教ふ事なり
たも今日のあは極蓮の教花輪何れを師と云
ふ事ありしれと云ふ事花輪何れと云ふ事
又異國大古の五帝の学文也其れ一子をも
家宗の達磨ハ教外別傳不立文字直指人心性
成佛と説りり皆天命自然の爲なり其律
愚業なりとも漢文和文とて國家の益とも
なげくとも其人の難儀もなりふら何と云ふ

只平俗の讀易き為なり。家師ハ皆天命古礼ハ則
天地の祿と同様なり。天地の祿と同様あるは人之子孫
物の靈と同様なり。と涉接ふ云

江川堂

文化十三年孟春吉日

潤水

石見八重葎序

勅皇孫曰葎原千五百年之瑞穂之國是吾子孫可王
之地也。葎芽彦神葎若孫ハ免^ル也。地ハ^ハ下
下り。皇座^ハて國^トなり。くに^ハ□^カま^クの^ハ心
なり。吾皇の濟末志^ハけり。葎^ハて。四^ツの^ハほ^トりの^ハま
ら^マて^モ。少^ラる^ハ川^ノの^ハ人^トあり。人^トハ^ハ日^ニ止^トと^ハ訓
して。^ハく^ハく^ハある^ハ也。天^ノより^ハ免^ルく^ハと^ハあり。ふ^レ
ハ古^ハを^ハ思^ハは^レハ^レん。志^ハ由^ル也。くに^ハ始^リ皇^上
ヲ^ハ海^ニく^ハ。末^ニ繁^リ葎^ハ。葎^ハ人^ト増^ス也。治^定
む^ル也。始^リて。政^を正^シし^テ。罰^外を^ハ正^スる^ハ也。葎^ハ出^ル末^ニ終^ル也。
と^ハ武^藏命^ノ。鹿^嶋明^神。經^津主^命。香^取明^神の^ハ如^キ葎^ト也。決

のあがて禁めさせぬは是右武臣なり大穴持
余天児屋根余氏内大臣兼氏へは家々の名をお
し一國造りぬ人々の名よ。やまふくはの名を智
いせぬひて。ひを多し。下をあらはむ。みちりけを
一強ふ。大臣文友といふひと。又ひくは。ひち
りの名とく。是よなふ。陰陽を三と仁義礼
智信を五ある。正を五と。くろくをあんりぬ。是を
儒者といふ。この書を讀解して聖賢の居をひら
志めん。さういふ。何を我玉の道なり。たゞ廣大
なりといふ。大が心ねたまなり。陰陽を儀と説
はる。一物一あり。元り家國あるの始を一物一。天
とあり。地とあり。陰とあり。初無極大極の内が
陰陽の二儀といふ。聞きしなり。一物一あり。又佛家
の言も同じ。善をあげ惡を捨て地獄極楽のあ
道を分け。凡人を善人へ導く。善人なり。是とも
外のお。如意藏王經。瞿摩揭唎婆耶
提婆羅惹を牛頭天王と呼。祇園の番号は引射
たる如く。又八幡宮を大菩薩と書て。そのあはるの
意は同じ。そのあはるを弘めん。そのあはるの經を方便
といふ。廣大なる。廣大なる。中道實相といふ。説き
全くある。廣大なる。廣大なる。説き。廣大なる。説き。
家國の居の廣大なる。説き。廣大なる。説き。廣大なる。
とあり。一物一あり。一物一あり。一物一あり。一物一あり。

只仙居の經論どもわづらひたるの廣大如極と思ふ。儒
 志の書籍をこそくして。門掩の處を尋ね。人の家名を。
 家名と云ふは。移り居る所非なり。まゝて家味の人と
 本をわづらひ。何を其末を明しむるらん。故より。不友と
 とも古き者を温入一と二と書並く。家味の人と云ふ
 及を知りあんと。不才を恥ず賢者のとて。己をいふに
 あり。くい。た。書集一書と。自分石見律
 と考へて。村と。む。と。村を村る所の如し。
 あり。五を又出。出。好。律。どう揚
 あり。出。書。全。名。只。家味の人
 又あり。あ。必。誤。あるを。又。人。ま
 ま

石田春律



石見八重律

一 掬石兄と号し。ふ。説。多。或。説。邑。郡
 村の郷の信。村。古。伊。神。武
 天皇ヲ。法。津。幸。彼。村。山。と
 不。國。並。を。一。の。如。兄。と
 兄。號。不。と。説。あり。又。素。盞。鳴。尊。を。子。五。十。猛。娘。神
 と。出。雲。の。國。より。は。馬。を。引。て。舟。を。作。り。幸
 韓。一。浦。り。給。ひ。し。時。今。の。大。浦。迄。を。は。國。多。子。あり。と。詔
 社。給。ひ。し。と。云。ふ。石。見。國。と。申。由。律。代。一。書。あり。今。は。不。述

廣郡大浦より後世流れて尚村流氷形といふ。又或説より、
形笑郡石見郷の内河井村今濱田以城廓富田氏の境内豊
岩窓二余御中こまむりまくなま天下大神大穴年知余ヲ云
の別郡ハ形笑郡くまハ石見玉と號なふなり郷をこ
石見の郷といふとあり別石見豊足柄姫命とて式内神社
なり神政磐を後岩磐明神とりめり民の石門を香
り流のマカコトを退け家の睦愛を好めふとありは神鏡堂
あり石見といふとり又一説ハ同郡西郷の四井
野村といふとり昔は稀成砦石をあらなむと文字をかけ
用ひて石見といふとりあらなむと石見の郷ハ井野村を
ふとり又或説ハ邑智郡神籬カキの郷をあらなむとハ以て蛇
の末葉出て山ハ枯山とあり川ハ千川とあり民を苦しむら



大穴持命を三階よ切後ふとは同郡邑智郡の内八色石
村ハ飛て人を苦しむ依て村民須佐能男命を祭りて
心を流めりれハま靈八色の石とあるを須佐能男命と
一つハは祝ひ込の八色石明神と中とり村名の傳へりり
けふりり石見と中とり尾ハ飛て千歳郡福光村に辰岩
とて今は身は靈心系民を苦しむた元神を祭り
て禱し是ハ今下村の郷より温泉へ通る大穴の上に
一つハは祭りて八面大明神と中とり是ハ右大蛇の末の子の岩と
ならば石見と中とり中にハ傳ふ今古への形少しりり石見
野にハ石見と中とり岩根と中とり朋ハあらなむと切らりり石見
石百の石とあらなむ依て五百津磐村とあり今出相村に中
又後世月ハ三日の市あるた今三日市と云歌の川上

の五百イツハ磐村クサムサ草武左ヌツ子ニ受丹モカモ色葉ナトコ岩常ヲトメ處女ニ煮テニハ
歌あるあり是ニ葉菜初ニ卷十四丁目ニ見ぬは主ハ天智
天皇ニ去リ間別ニ玉子ニたりハ時法ニ玉ニ能ニ修行ニの時ニは歌ニも云
之外ニ取リ説ニ多クれニも略ニ之ハ亦ハ分ル見ニとハ中ニも云ハ借
ふ今ニまニもハ宝曆ニのハ以テ末ニ葉ニのハ八ニ路ニのハ蛇ニ朋ニ一ニ尾ニハ
ツあるが面ニのハ森ニよりハ出テたニをハ見ニ人ニ者ニとハくニもハ其
人ニハハ死シてハ六ニ十年ニ余ニ及ニふニ後ニ同ニ村ニのハ百ニ姓ニ劫ニ三ニ郎ニと
云ハ人能ニ見ニてハ絵ニ圖ニ子ニ家ニ一ニ濱ニ田ニ候ニへハ是ニ上ニ一ニ中ニ詮ニ抄ニあり
あれも略ニ之ハ

一石見長門ニあり玉境ニあり美濃郡ニ飯野浦ニのハ寸ニハハの出テ崎ニの山
と岩崎山ニといふ安武郡ニ江崎ニのハ寸ニハハの出テ崎ニと岩崎山
と中ニ江ニはハ山ニ海中ニありハ又ハ上げテ嶮ニ石ニの山ニ友ニ仲ニと皇

長洲豊浦ニのハ形ニハハ河結ニ望ニの時ニは亦ハとハは山ニハハ岩崎山ニ仁山ニ
と証ニ有りハ一ニありハ号ニ有りハ一ニ神代ニ一ニ書ニありハは岩崎山ニ岩
太仁山ニのハ証ニ或ハハ大國村ニ又ハ温泉村ニ具ハハハ一ニ力ニ年ニヶ崎ニとハ
証ニ多クとハくニもハ多ク分ルは亦ハとハ名ニれニとハ今ニ高ニ木ニのハ西
古名ニ石見村ニ今ニの名ニ飯野浦ニ境ニよりハ長ニおハ武ニ郡ニ江崎村
のハ及ハ証ニのハ石ニ証ニもハ是ニ分ル亦ハとハ名ニれニとハ今ニ高ニ木ニとハありハ
又同國ニ日郡ニ須佐村ニとハ名ニ知ニ郡ニもハ是ニ分ル亦ハとハ名ニれニとハ今ニ高ニ木ニとハありハ
里ニとハ有ニとハ中ニ義ニありハ終ニつリは後ニをハ以テ考ニふニれハハハ山ニ古名
小石見ニ今ニ升野村ニとハ名ニ須佐ニとハハハ九ニ十四ニ里ニ者ニ又ハ高國
古名ニ石見ニのハ郷ニ濱田ニハハ九ニ十七ニ里ニとハハハ表ニ律ニ五ニ里ニとハハ
古名ニ須佐ニ江崎ニありハのハ及ハ亦ハとハ名ニれニとハ今ニ高ニ木ニとハありハ
の長ニおハ境ニとハありハ高木ニのハ飯野浦ニ候ニ一ニ名ニ石崎山ニ有

右石見権現享保の法ハ月十留の扱ハ幅字の御奈の
扱主村下氏の娘十七才ある無草の女子なり。この
ゆふふがは是ハ末水臣なり。家社を換へ神所を
正法よいたし不見や不守や早に建立せ給へ者り。ハ
凡又ハ物ふの。一の控按をアセ。と申白紙を出
させ白紙ののまうくと一向の無草の女をを
しと取り依へ神社調う申いと。不孫ハ末水臣津
野余よお違なり。と。然ハ別はまゐるゑと國考に
より根源かと。さるんより

一 道程ノ始テ定ルハ人皇四十五代聖武天皇神龜五年
詔有テ北陸道七ヶ國東山道八ヶ國合シテ十五ヶ國泰
澄法師勅ヲ蒙リ改之南海道六ヶ國東海道十五ヶ
國御畿内五ヶ國合廿六ヶ國ハ和泉國大島郡高
士氏ノ子歿ノ行基菩薩ニ仰テ改之山陰道八ヶ
國山陽道八ヶ國西海道九ヶ國外ニ壹岐對馬ノ
二嶋合シテ廿七ヶ國下道ノ吉備大臣ニ仰テ天
平七年ヨリ同十一年迄五ヶ年之間改之但シ何
里ト云始リハ其村々高札場ノ中墨ヲ本所ト致
シ甲ノ高札場ヨリ乙ノ高札場迄何十何里何十
何町何十何間ト御定有之由或傳記ニ見ヘタリ。
右泰澄法師御改ノ所三十六町ヲ以一里ト定ラ
ル尤其内ニ後故有テ七十二町ヲ一里ト定メラ
ルコト東國ニモ有之。行基ノ御改ノ所ニモ三十

六町アリ又七十二町ヲ以一里ト定ラル、処モ
三里程有之由。吉備大臣ノ御改ノ國々五十町ヲ
以一里ト定メラレシ処モ有ル由右何レモ其村
々ノ御高札場ノ中墨ヨリ先村々ノ御高札場ノ
中墨迄何里何町何十何間ト御定有之由尤一里
塚ノ印シ道ノ左右へ榎ヲ植玉フ海辺ノ榎ノ不
立所ハ松ヲ植テ之ニ代ユ此古例ヲ以御當家三
代將軍家光公右ノ古例ヲ引テ二度御改メ成セラ
レ候由或傳記ニ見ヘタリ

大日本惣名

- 豊葦原千五百秋瑞穂國 トヨアシハラチイソアキミツホノクニ
- 浦安國 ウラヤスノクニ

- 細戈千足國 ホセチタルノ
- 磯輪上秀真國 シホカミホツマノ

- 玉垣内國 タマカキウチノ 大己貴余名附玉フ和事誌其外神代書ニ有

- 豊秋津洲 トヨアキツス
- 大八州國 オホヤシマノクニ

- 大倭日高見國 オホヤマトヒタカミ 神武天皇始テ号給フトナリ蓋シ秋津ト蜻蛉虫ノ和名ナリ
中臣ノ統ニ有リ其外神代記ニ有リ

○^ソ虚空見^{ミツ}日本國^{ヤマト} 饒速火命号給フ

○^{オホ}倭^{ヤマト}豊秋津嶋^{トヨアキツシマ}

人皇世二代雄略天皇大和國ニテ御宇ヲ^{アガ}蛇ノ蟄ケルヲ
アキツ来テ其蛇ヲクワヘ去シコトアリ依テ其地名トナサセ之ル後ニ
至リ日本ノ惣名トナレル由元ノ集ニ出ツ

○日本國 人皇六代孝安天皇始テ名ツケ玉フ

○大日本國 人皇卅七代孝德天皇大化元年ニ大ノ字加ヘル

○^{アマ}天御^ミ虚^{ソラ}豊^{トヨ}秋津根^{アキツネ}別國^{ワケ} 伊佐那岐尊名ツケ玉フヨシ
神代正語ニ見ユ

○^フ枝^ツ桑^ウ國^{クニ} 或説ニ異國ノ名ト云ハ非ナリ四國伊預國伊預郡
本多郡ノ兩郡ニ跨ルホトノ大木アリ之ヲ枝桑木

ト云此木神代ヨリ有シスヘ神代木トモ云今テ至リテモ此木ノ
根仍存スルコト諸人ノ所知ナリ唐土天竺國モ此木稱美シ
タル大コフケフナト云ヘル書ニ部アレハ虚誕トモ云ヒ難シ

○^{オホ}大^{ヤマ}養^ト德^ト國^{クニ} 人皇四十五代聖武天皇天平九年神代ノ訣
ニヨリ^シ磨^シ部^ハノ^ハ正道ヲシテ改メシメ玉フ

○山字都國 神代ノ書ニ品々アリ一定セス

○大和國 人皇四十六代孝謙天皇詔ニ神武天皇始テ帝業ヲ建玉フ所ノ
國故天平勝宝四年磨部ノ正道ヲシテ古名ノ山字都ノ山ヲ

大ニ改メ字ヲ除キ都字ヲ和ニ代ヘ大和國ト改シメ
玉フ由又拾遺集ニモ右ノ如ク記セリ

○倭面國 ○耶馬臺國 ○君子國 ○倭國
 ○和奴國 ○姫氏國 此姫氏國ノ名ハ天照大神神功皇后
 對シ異國ヨリ稱ヘシ号トモ云
 以上六名ハ異國ヨリ我國ヲ呼ヘル名トモ云ヒ又外國ノ名也トモ
 云未詳

人皇第一神武天皇、號曰本磐余彦命御年四十又五
一説ニハ 五十二歳ノ時、築紫日向國宮崎ノ都ヲ出玉ヒ、築紫ヲ
 平ケ中國ヲ治メ大和國孔舎衛坂ニテ長髓彦ト云ヘ
 ル大敵ト合戦アリ、終ニ官軍利ヲ獲テ此所ヘ都シ玉フ
 之ヲ橿原ノ都ト云、此時六町壹里ノ高尺ヲ以テ御畿内
 ノ國々ヲ定メ玉フ天子ノ御料トナル五畿七道ト分
 ケ合シテ八箇國トナシ玉フ左ノ如シ

- 一 御畿内 ○東海道 ○東山道 ○北陸道
- 一 山陰道 ○山陽道 ○南海道 ○西海道

以上八道

人皇十代崇神天皇ニ至リ右八道ヲ分テ十六國ト為テ
 如左

- 一 御畿内 ヲニツニ分ツ 山跡國 山背國 ○山陰道 子ノ國 高士國

- 一 山陽道 穴門國 吉備國

- 一 南海道 伊豫ノ二名ノ洲 淡道ノ穂之挾別ノ嶋 嶋ナリ西南ノ隅ニ在リ ○一説ニ大

和ノ宝納山トモ云ヒ又備前ノ惠嶋
 トモ云

一 西海道 豊國 古名豊日別 後ニ日本惣名トナル
シヒロワケツクシノ 白日別築紫國

一 北陸道 同上 越前國 古名烏未田國
越後國

一 東山道 同上 常陸國 此國今東海道ニ古名道尾伎閉國
陸奥國

一 東海道 同上 上野國 古名上菟上國
上總國

以上十六箇國ナリ
人皇十三代成務天皇ニ至リ三十三ヶ國ニ分チ玉フ
郡ヲ百四十四郡ニ定メ玉フコト
舊事記第十一卷ニ見ユ

一 畿内 四國 大和國 古名倭 攝津國
山城國 河内國 古名凡河内ト云

一 東海道 六國 伊勢國 武藏國 古名牟那志國 上總國
三河國 遠江國 伊豆國 古名伊自牟國

一 東山道 六國 常陸國 後東海道ニ入 近江國 美濃國
信濃國 上野國 陸奥國

一 北陸道 五國 越前國 加賀國 越中國
越後國 佐渡國

一 山陰道

丹波国 出雲国
但馬国 石見国

一 山陽道

穴門国 周防国 播磨国
吉備国 此攝津国ヨリ入

一 南海道

淡路国 古名淡道ノ摠之狭別ノ嶋 伊豫国 古名二名之嶋又ノ名愛比賣ト云
讚岐国 古名飯依比古

一 西海道

筑前国 古名白日別 肥前国 古名建日ノ向豊久士比泥別ト云 豊前国 古名豊国又ノ名豊日別ト云
日向国 古名熊曾国又ノ名建日別ト云

人皇十五代神功皇后國ヲ四十八國ニ分玉フ

一 御畿内

山城上 大和 大 河内 大 攝津上

一 東海道

伊勢大 尾張上 參河上 遠江上 駿河上
伊豆下 相摸上 武藏大 上 總大 有
安房中 下 總大 常陸大 有 太 守



一 東山道

近江大 美濃上 信濃上 上野大 有 太 守
飛驒下 陸奥大 案察使府

一 北陸道

越前大 加賀上 越中上 佐渡中
越後上

一 山陰道

丹波 上 但馬 上 伯耆 上 出雲 上
石見 中

一 山陽道

播磨 大。此国攝津
国ヨリ分ル 備前 上 備中 上
備後 上 安藝 上 周防 上 穴門 中

一 南海道

紀伊 上。此国大和ヨリ分
入古名ササノ國 淡路 下 阿波 上
伊豫 上 土佐 中 土九國トモ書ク又ノ名
建依別ト云

一 西海道

筑前 上 豊前 上 肥前 上
日向 中

陸奥 人皇四十五代聖武天皇神龜五歲詔有テ國ヲ六十六ヶ國ニ分ツ外
壹岐對馬トモニ九ニ記ス

一 北陸道七ヶ國東山道八ヶ國合シテ十五國泰澄法

師ニ 仰セテ令改

一 南海道六ヶ國東海道十五ヶ國御畿内五ヶ國合メ
廿六國ハ和泉國大島郡高士氏ノ子行基菩薩ニ
仰セテ令改

一 山陰道八ヶ國山陽道八ヶ國西海道九ヶ國合
ノ廿五國吉備大臣ニ仰セテ天平七歲ヨリ同十一
歲迄凡五年ノ間ニ改之

一畿内 五ヶ國此ヲ五畿ト云

山城上 大和 下 河内 大 和泉 下。河内ヨリ分出

攝津上 吉野 大和 下 河内 大 和泉 下。河内ヨリ分出

一東海道 十五ヶ國

伊賀 下 伊勢 大 志摩 下。高橋氏為内膳正者之依他人不任之

尾張上 美濃上 遠江上 駿河上

伊豆下 甲斐上 相模上 武藏大

安房中 上總大 下總大 常陸大 有太守

一東山道 八ヶ國

近江大 美濃上 飛驒下 信濃上

上野大 下野上 陸奥大 出羽上 上。元明天皇和銅五年九月陸奥ヲ分テ置之

陸奥出羽按察使府

按察使 相當從四位下 唐名都護 近代約言以上兼之

記事 唐名都護録事

鎮守府 義見武官下一

將軍 副將軍 軍監 軍曹

陸奥者上古以來為辺要故其国境廣 元明天皇和銅

五年九月分置出羽國 元正天皇養老二年置按察使

令監察兩國事 聖武天皇二年陸奥國內又置鎮守

府。府国相並行国事云

秋田城 介 為出羽介者兼除目不任之被 宣下也

誤 月之除疑椽

一北陸道 七ヶ國

若狹 中 越前 大 加賀 上 能登 中
越中 上 越後 上 佐渡 中

一山陰道 八ヶ國

丹波 上 丹後 中 但馬 上 隱岐 下
出雲 上 因幡 上 伯耆 上
之忍許呂別 石見ヨリ分出ス
下〇古名三ツ子ノ嶋ト云又ノ名天

一山陽道 八ヶ國

播磨 大 備前 上 備中 上 備後 上
安藝 上 周防 上 長門 中
美作 上
此國同和銅六年 備前ヲ分チ美作ヲ置ク
此國名元明天皇和銅六年 長門ト改

一南海道 六ヶ國

紀伊 上 淡路 下 阿波 上 讚岐 上
伊豫 上 土佐 中
〇別名大宜都 伊豫ノ國ヲ分
比賣 中〇古名 建依別

一西海道 十一ヶ國

但九國兼壹岐對馬二島而言之十一ヶ國也又稱 六十六ヶ國者除二島而言者也

太宰府 當唐大都督府

〇帶筑前國

聖武天皇天平十五歲始置筑紫鎮西府先是太宰府号云云。天平宝字二年勅諸國司以四ヶ年為任限宝龜十一歲勅太宰府任限為五ヶ年云云。凡當府都管九國二嶋別帶筑前也。

帥

唐名都督

相當從三位

勅任官也。多是以有品親王任之。親王任之者。權帥若大貳。知府務而已。

權帥

細言以上若前任之中古以來例於正帥者擬親王官兼府務者任權也。或又任正依時宜欲為大臣之人左遷之時任權帥。然而不可知府務也。凡於帥者令條所定已為高官仍重其任。

大貳

オホニ

無權官 相當從四位下

唐名都督大卿

近代例。多以參議二三位等任之。非參議四位又有其例。有權帥者不任大貳。任大貳者不任權帥。雖無其謂。已為流例。多是以名家人任之。

少貳

有權官

相當從五位下

唐名都督少卿

殊撰其人任之

監

大

相當正六位上

唐名都督郎中

相當正六位下

六位侍從任之

典

大

相當正七位上

唐名都督錄事

相當正八位下

監典者公卿給時間依請任之多是府中有縁之輩任
之稱府官是也此外博士竺師大唐通事等上古以來
斷仍略之

筑前 上 雖為都督所帶
守以下官如例

筑後 上
肥前 上

肥後 大
豐前 上

豐後 上
大隅 中

元明天皇和銅
六年日向國
分子大隅置
卜王有

日向 中

薩摩

中大隅薩廣二ヶ國ヲ古名
熊曾國ト云又名建日別ト云

壹岐

下古名天
一ツ柱ト云

對馬

下古名天之狹手依比
賣ト云又名津嶋ト云

謂之二嶋邊要

已上諸國司謂之外官然而文官之列也

諸國

神武天皇即位之初繼神代之蹤都日向國宮崎宮此
時天下草昧封域未定東征之後始平中州定都
於大和國橿原宮焉爾來闢四門朝八方歷代因
循漸開諸道第十代崇神天皇十年遣使於四方
所向皆以臣伏同歲十月更命四道將軍進發
第十三代成務天皇四歲始定國造同六年始分
國境國造乃國司也後改曰守凡國司之撰和漢
俱所重矣謂之烹鮮之職謂之分憂之官漢宣帝
稱曰與我共治者唯良二千石乎誠是當一方
之重寄察百姓之寒苦非庸才之所可企望也故
昔時固設格制以勘治否合格者蒙賞違格者被

點是所以擇良吏也

大國

守

有權守

相當從五位上

介

有權介

相當正六位下

掾

大

大掾

相當正七位下

小

小掾 相當從七位上

目

大

相當從八位上

小

相當從八位下

上國

下守

有權守

相當從五位下

介

有權介

相當從六位上

掾

有權掾

相當從七位上

目

相當從八位下

中國

大國守相當五位也。因之雖其身為六位。除目之時。執筆之人。押以書。從五位下。不待勅處分者也。

中國

守

相當正六位下

介

官位令中國無介

掾

相當正八位下

目

相當大初位下

下國

守

相當從六位下

掾

唐名

守

刺史

使君

宰吏

介

長吏

掾

司馬

目

主簿

郡司

縣令

按也字衍

凡國司者相當五位以下也。然而雖四位已上。或隨其望。或應其撰。古今之例也。或說歷七箇國受領。合格之吏。勘公文畢。拜參議云云。白河院仰。但可依其才云云。又太守者。為親王置之。親王任時。不知吏務。仍件國以介為守。乃令知吏務也。權守者近代多是徭授之官也。參議二三位中將少納言等必兼之又天上六位藏人叙位之時。預爵者即任權守又例也。納言以上貶謫之時。任諸國權守也。仍常儀參議兼國任納言之日。即止之。介權介者辨官近衛中少將等兼之。

一水止記の説。曰千瀧郡又延喜式。小途廣郡と号け宣化の所字金工事正あり世に及りて常々社を新し或時疫病を流りて死亡多し一人屋中。此水若て曰汝作敏徳を之し邪氣を拂いとすと即身を清め一寺のり千種の説を流ひ霹靂神社へも和志の霊験ありて流州初忽焼めり因て千瀧郡と名づけしとを同郡仁方村海邊に社を築き山と号す霹靂神社銘に云ふ今ハ古社と云ふは山の二之方平ありて石垣あり此下千種の説を記のしとを今ハ石垣埋みて之を以て石垣宮と云ふと其水ハ志州一崇ありとて之を今ハ志山と号す少瀧の山へ移し登るとして元国分も霹靂の神社ハ此山あり一説ハ大國主命の詔朝の御饗甚養夕の御饗甚養共

二意満の所を意満とよも云り 神亀三年

一安流郡と号けりコシ所以ハ和加布都王命はあま河狩志た
まじあま山中村より移座を屏坂の多し追驅ゆり
彼移座何方ともいはず矣せりハあま移座やよま
ふよりあ野と号けりを後の人安流と号る事あり
と云又一説ハ移座安流郡のハ幅高を認めありハ
安流郡と号けりとも云り

一邑智郡と号る所以ハ天下大神高士國より皆其
意支都久辰為命の河見奴奈宜置比賣邑智命を
娶りぬり其邑智須之美命をいふて産み給ふ
あり邑智郡と号くと云り一説ハ倭祿の國越智郡の
大山祇命をよる有越智郡と云とぞ

一形美郡と号る所以豊岩意命 柳岩意命二柱の神御夫婦の腹中より
とき眩まをり海より復り其郡は法皇を有ふた天下
太神仲の郡とのむかを云り一説ハ國の中央なるゆへ中
郡と号けりとも云り

一美濃郡と号る所以ハ天下大神ハ勇猛強力ありハ
ハ廣梓と振てハ豆呂波努者智と云りてはあまより
まハ花を号りハ園より入るハお節暴風ハ條雨の起り
ゆるよと云ハ表は三を云ハハ河能との玉ひりより美濃と

号けしと云ふ一説は美濃の南宮神社を祀ひ多しなり美
濃郡と云ふも一なり

一鹿足郡と云ふ所以は天石門彦命の大祭日は入部臣よ
山野を狩し鹿の四足を奪ふなり鹿足郡と云天石門
彦は今の三宮吹津より大祭は極月廿五日二合子玉りて
舊例は鹿の肉を奪ふ太入部臣の子孫永く此地を祀
りと云籍法儀式と詳なり

御上御藏其名品有り郡毎に置るなり其郡王孫に
外名数々後詳なり



其郡王の居たり稲置の地あり美濃郡の内より今稲用村
近し其郡の古名羽積り郷○稲置村今波積を郷
○邑智郡の稲置は邑智稲系村味田と中民家の郷
皆古の稲置なり今七畑の名は花床花屋と
中上の山と稲光山と中○好賢郡の稲置は古名石見
の郷十二ヶ村と云今濱田三ヶ村のふなり○美濃郡の
稲置は蓋田本郷の内今市村なり○鹿足郡の稲置
は能古野本の郷中古能野郷今野地本郷なり
○人皇十二代成務天皇秋九月詔云一合一國郡

新編外記圖の巻

右五三名の御流を撰の如く入道トクと云ふ

稻ハ命の根と云ふを即米の多之又米と和名集
よとまと訓あり又御久米とも中尚國邑智郡ツクシ稻の郷
岩屋村に大穴持命少名彦命御流坐あり是は御流へ稻
の初穂を奉出た出初とも中坐命ハ出羽村と云稻も亦
久米とも云

人皇二十一代孝徳天皇大化三丙午の年畿内諸國の山川を分
界し村々を長を居て武具を具を調へ造るの又民家百軒の
村あり泉女を人を出さしむ泉女と云美女なり又張傳を定
め閑所を撰へ村号ははは時改あり又同帝の時戸籍を

を改むとあり戸ハ家籍ハ書なり別今の宗門帳ハ文別
に籍札を移ししと有り今の明細帳の類

○封戸を改むと云事有り是ハ田畑を係るも欣元大田子民
数帳有り後世誤て水帳と云り人皇四十七代淡路廢帝
の時宇佐ハ幡宮へ村戸八百戸被上は位田八十町と有り田畑
を及と云戸といひ稻を石と云畑といふ稻ハ今の稻と訓あり又
稻といふ和名抄に稻といふ事あり
御久米又御久米といふ

肆 人皇五十代桓武天皇延暦十年淡路國郡毎に肆と

被建

是ハ郡才の不熟米に雜穀等御賣掛可らぬ雜米を入道
する事と云傳ふ

三宅

推古天皇十五年國々へ三宅を建修して貧民を救ふ事
ふ所花なり 尚郡に三宅の郷の由は三宅村升甘の
郷古今の上府村に三宅と云ふ所あり是日か紀多
一なり二十四代の女帝之

義倉

文武天皇の河代國々へ義倉を建修し餓饉所救の爲
米糶雜穀及び山菜海菜貝の類を貯へ置
と云ふ所の所花なり

峰火

古へ尚國北海より急變あり時ハ又舟次東長門境
飯野浦邊成あり 淡路廢帝ノ河守唐ノ安録山ノ乱ノ時
紀飯人河詰所

大道山へ上ル

俗ニ大戸山ト云名所打歌山或書
ニハ此山ヲ古へ高角山トモ云

又より那賀郡

大麻山へ上ル

一説ニ美濃郡
鎌手山トモ書ケリ

又より同郡淺利村

高山へ上ル

同郡田野村ニ在リ嶋屋
山トモ云古名渡リ山

又より遠江郡大森

石金山へ上ル

以上皆海邊
高山ナリ

又西國より急變あり時々庶民之郡青野嶽へ上ル
所名

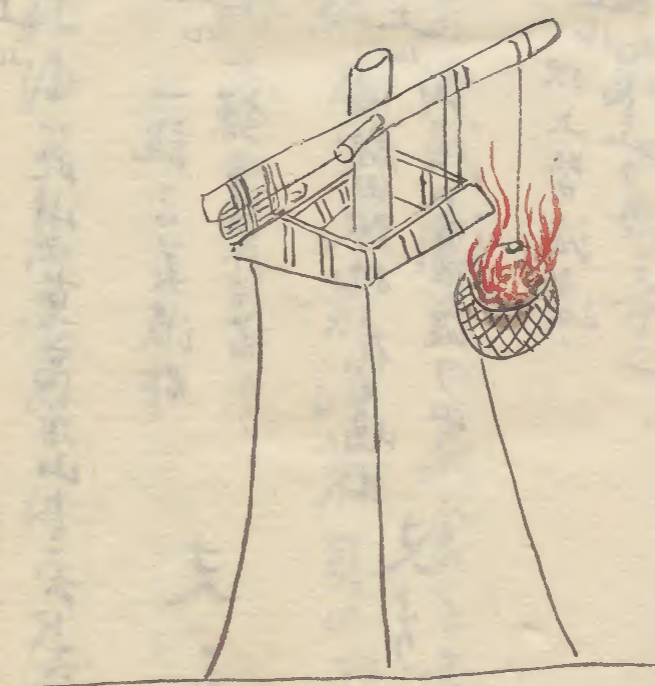
妹山ナリ 又より邑智郡九瀬山へ上ル
藝石間ノ高山也 又より安

濃郡三瓶山へ上ル

別名鏡山名所記形見山又
佐姫山ト云云石高山

右山へ能干

たる焚木を以て積置き焚子四人を置て是を勸む軍
防令ふ又之を



烽燧

和名度布比

疑ハ土字ノ誤
士掠烽

軍防令。四十里とあるハ六丁を里ある一今の事
丁を里を積水ハ大概五里可りの道程あり然
若し多し山なき時ハ少く又合可有是ハ國
郡郷邑の急事を都へ報むる用の用次一々
多し有り四人或ハ二人宛に置て之を昼ハ旗を上
け夜ハ火を焚く

軍團

神龜五年四月に陸奥國へ始て軍團を被り置
之後法國へ被り置て人柄極く其近江國意

美濃の軍國は朝臣を賜ふ月十日をさると名
封年子拾遺花武藝を建部の候は九彩信是を
去ぬ習する高國の途平郡安濃郡の二郡一所今
の定世村にあり形美郡上津井村にあり今國系とい
ふ邑智郡中世村にあり

^{續カ}俗日本紀云 文武天皇慶雲二丙午の年法
國を始て軍國を設け置大郡二ハミケ中郡
ミハ二郡としてミケ小郡ハ大郡へ加りたる抄云
軍防令の義解は國ハ郡毎に一々宛て士軍の
秘古場より但し中郡ハ二郡一々小郡ハ二郡
合して一ヶ所を置大毅ハ千人小毅ハ五百人を領す

但し大領は副を領し京都へよりて守る兵士を衛
士又ハ御垣守といふ大宰府へ移り美國をさると防
人と云ふ國をさると軍國といふ郷民をさると武の心
無あるを撰出し秘古せしめ秘水をも以京都又
ハ筑紫抄へ移り一移る國ハ聚るの義也とありは地
所を今國系といふ上津井村教養庵と云道場跡の辺
道は古の軍國といふ又波積南村にも右様平
あし古場所移きよよて決りけり一古あり古ハ
美多野野原なる城杯と云右様の場所にも皆狭
小よりて高今の百姓の少危安形を以ハたてて
高野を思ハ美濃郡名所遠田村の石見野好美郡
七条系安濃郡之親系杯の如き平京の地也然

武部

人皇十二代景行天皇四十二年日本武尊の御世に依
て諸國の武藝を多しむる武士を撰擢し武道を以
て一させ給ふに職を武部とすは武部を詔命に
命ず給ふに在詔少くは給ふに依りて伊勢安濃那
武部村あり伊勢津子郡武部村あり下野那原郡
武部村あり 今多色郡又建 高國と云途广郡武
部村あり 詔命と誤り 今宅野村と申は 景行天皇御世百
六十年御世五十年皇孫武部氏多し 武部 武部
河子武部武部長し 武部 國々の武部を多し 武部
ありは武部の河子孫武部氏多し 姓氏源玉代一覽

及び歴代の書に出

孝徳天皇大化元年村号御路を多しありあり
順り知名抄に詔野村と出の 武部 外に 武部 武部未だ不知

邊成 形質那淡利村長安宮多し
美濃郡飯野浦多し

我國に邊成を置くハ 人皇四十七代淡路廣帝
の御時に當り唐の玄宗帝の代安孫山祖國の餘黨
の我部一多し侵さるるを多しあり 武部 西ハ長州境今
の飯野浦と申 武部 起飯人千孫を授け邊成の以國の
よ來りあり 武部 淡利村へ安倍出丁呂千孫と稱し
て 武部 淡利村の古詔同村屋を傳の池尾長
志系と云 武部 大正の土墾地として 横五尺の

監百間余の土居を以て學のた多詠砂子埋坐てを
風の吹拂ふてをるく現りてあるを云律知
程の時折はみま控ひて能見是の詩りぬ千多の
お、書とぬして同くして能くは水路れけを
いふ多日本列女傳卷のよるたり、あぬる、後利
村千多のおの傳書よるぬ、おあの色成ハ唐字
て多境をるる十二邊成の内自良成志良成お
の勢也と多免ハ之り、以ハ天平宝字元年は亦
一以たり、又々文化十二年亥の年迄凡千五十八年
子なる

宅波式

近摩郡宅野浦に在り

出雲風土記解注此作者

雲州後勝國造ノ御三男千軒清主
近江國豊田郡ニタ候郷内内山真龍先生
寫

宅波式

須成ノ誤

神門郡家西南卅一里

此成ヲ神門郡水海ノ文ノ松山下ニ乎須成ト書タリ乎
須ヲ正字トスルトキハ先其所ハ田伎ノ郷田儀村ノ多根社
同所ニテ此社ヲ鈔ニ大須明神ト云リ後人乎ト大ノカナヲ
誤リシモノ也卅一里ハ松山ノ西多伎ノ小川ノ東ニ當ル
但シ百間ヲ一里トスル ○上文烽ノ條ニ烽式ノ字混雜タルハ正シク標
題ノ烽成ト思ハルレハ池江ノ標題ノコトク烽成ハ兵士
邊ヲ守ル令條ニ依ルニ一ツ標題ニ烽成トハ有ヘカラス一
本ハ別條ニ書タレハ從之

○春律按ニ右ノ風土記、解注ノ通りニ賢ノ御宜ナル哉一品
ナラハ二條ニハ書マゼキ所烽戍ノ乎須戍ハ別殿ナリ然レ
土掠ノ烽邊戍標題ハニツト云レ其心ハ稻置菜屏正倉
肆三宅ノ心ニテ標題ハカス、有レ其時ノ天子ノ詔リ又ハ
夫レ々ノ頭役ノ心次第ニシテ其標題數々有トイヘ其皆御室
藏ノヤウナルモノニテ此乎須戍烽戍邊戍ノ類其時々ノ
御上ノ仰ニ依テ其名カワルト云レ其皆邊境ヲ守ル標題
ノ名カ譬言ハハ異國ノ十二戍ノ内白良戍赤良戍ナリ

烟火領之事

此烟火ト申スハ 人皇十五代神功皇后ノ御代大和國

稚櫻都本朝ノ威風ヲ三韓ノ諸侯ヘ示サン為都ノ
邊へ四十八ヶ所ノ烟火ヲ焚テ兵士守之其烟火領石
見國ハ中品國故武士三百人出之外ニ米六石四斗錢
八貫文田畑十町ニ付烟火領トシテ出之古書ニ見ヘ
タリ此故ニ壹反ヲ一煙ト申ス

人皇十代崇神天皇國ヲ十六ニ分チ又是ヲ四ツニ分テ
四道將軍ヲ立ラル東海道へ武滄河別命人皇八代孝元
帝、王子大彦御子ナリ 北陸道へ大彦命孝元帝御子ニ 南海道へ丹
波道主命道臣命御子ニ 西海道へ吉備彦命五十狹荊命御子ナリ
此四人日本將軍ノ初ナリ

石見國觀察使

人皇四十五代聖武天皇國々へ觀察使民部少輔ヲ被遣
當國那賀郡今ノ上府村ニ御逗留アリ是ハ異國ニテ周
禮他官大司徒ノ職ニ因郡土地ノ圖戶口人民ノ數山
川及ヒ寒暖風雪ノマテ此職ノ知ル所ナリ天下ノ戶
口皆之ヲ司ル 同五十一代平城天皇ノ御宇大同元
丙戌年六月藤原緒繼卿此任ヲ蒙リ當國那賀郡
三重ノ邊ニ暫御逗留アリト云

巡察使

人皇四十七代淡路廢帝ノ御時諸國へ巡察使ヲ遣サ
ル當國へハ坂上ノ荊田廣呂國ノ風俗ヲ見サシメン為也
其後六十八代後一條院寬仁四庚申歲六月中納言
常方卿此任ヲ蒙リ當國へ下リ玉ヒ那賀郡伊甘ノ
郷今ノ上府村ニ暫御逗留アリ

調役 ツキエ

人皇十代崇神天皇十二年人民授更ニ調役ヲ料ス
男ノ弭ミハスエノ調ト云女ノ手末ノ調ト云日本紀ニ見ヘタリ
春律按スルニ男ノ弭ノ調トアルハ山獵ノ初穗歛女ノ
手末ノ調トアルハモロ々ノ織物ノ初穗歛ト思ハル

版簿 ハンボ

人皇三十七代孝德天皇ノ御宇大化元年諸國へ版簿
ヲ命セラレ民ノ數ヲ記サシムル日本紀ニ見ユ春律按
スルニ今時ノ宗門帳牛馬増減帳明細帳ノ類歟

水車

人皇五十三代淳和天皇五年良岑ノ安世へ仰セテ
諸國へ遣ハサレ水車ヲ作り耕作ノ資トナサシメ玉フ
當國郷川筋ニテハ那賀郡太田村大ウツト云処ヲ
初トスル由言傳ヘリ

看督長

人皇五十四代仁明天皇ノ時檢非使ノ下々後ヲ看督ノ長ト云

一々國へ一人宛遣ハサル愚老按ニ惡黨ヲ制スル役ナルヘシ

山海川守

人皇十六代應神天皇始テ山海川ノ守ヲ置玉フ此役人
ノ屋敷ノ故趾當國美濃郡都茂村ニ在リ此地ノ古名山守
村ト云後世誤テ山折村ト云

風土記

人皇四十三代元明天皇天智天皇娘持統天皇妹
天武天皇ノ御母和銅六年諸
國ノ風土記ヲ作ラシメシメテ諸國へ命シ國郡郷村山川原野
荒ニ鳥獸草木ヨリ村老ノ物語ニ至ル迄不漏書載セ奉ラシ
ム詔ノ御觸アリテ其地々々ノ庶官年寄以頭古老集リ

會レ草稿ヲ調ヘ差上ケ奉ル夫ヨリ十八代過テ六十代醍醐天皇延喜六歳マテニ公卿百官朝議ノ餘暇ヲ以テ編成シ玉ヒシ由日本六十六々国ニシテ一々国ニ一冊ナリ延喜式モ此聖帝ノ時延喜元年ヨリ延長四年迄廿六年ノ間ニ全部五十卷成就ス尤九卷十卷ヲハ神名帳トテ本朝式内ノ神社三千一百三十二座此内石見国三十四座御鎮座某ノ郡某ノ村勸請祭神悉出之

延喜式内神社三十四座

安濃郡十座

- 物部神社 宇摩志 未知 川合村 荏田神社 荏田九 不田村 波根村
- 刺賀神社 大彦 未知 刺賀村 朝倉彦神社 仲衣天皇 應神天皇 神加皇后 朝倉村

新具蘓姫神社 垣山媛

- 古永村 迹幣姫命神社 大屋姫 津姫 土江村

佐比賣山神社 金山彦 金山貴命 往古ハ木屋原村佐姫池ノ所ニ御鎮座

- 鳥居村 野井神社 應神 天皇 野井村

静間神社 大穴持命 小彦名命

- 静間村 神邊神社 大彦 鳥越村

合十社

迹摩郡

- 城上神社 大穴持 大森町 山邊代姫尊神社 日御神 新屋村

霹歷神社 變々并船
余彦余

湯里村

水上神社 應神
天皇

西田村

國分霹歷神社 般人亦彦余
不境々并余

仁万村

合五社

那賀郡

多鳩神社 事代
主余

神主村

津門神社 胸鈕姬余又
思賣トモ云

波志村

大麻山神社 猿田彦余

下居村

伊甘神社 神衣織姬余

下府村

石見豐足柄姫神社 豊岩宮余
柿若宮余

浅井村

大奈天門彦神社 隼南方余

里川村

大飯彦余神社 大脊飯三能大
又名 飯鎮米余
否備余

大和田村 氏箇男
中箇男
表箇男

久代村

大歳神社 大歳神
稻倉神

小国村

山邊神社 都豆御魂

和田村

夜須神社 大穴持余
三女神

神村

合十一社

邑知郡

天津神社 国常立余
国狭楯余

吾郷村

天田建理根神社 大山祇余
未社七人

宮内村

大原神社 武彦楯余
經王余
天津兒屋根余
姐大神

日貫村

合三社

美濃郡

菅野天神若子神社 大若子 戸田村

佐毗賣山神社 注澤女 乙児村

小野天神多初阿豆委神社 同象女神 戸田村

榑代賀姫神社 五十鈴姫 榑代村

湊羽天石勝余神社 伊弉美余 束玉男余 車以男余

千人レテ挽ッホドノ岩ヲ一人ニテ 挽キ玉フ故石勝余ト申ス

益田村

合五社

○子之六合神代号

○山陰道

人皇初代 神武天皇号玉ヲ

○是ヲニ三分

子ノ国 人皇十代崇神 高士国 天皇ノトキ号玉ヲ

○是ヲ四三分

丹波但馬 人皇十三代成務 出雲石見 天皇号玉ヲ

○丹波但馬出雲石見伯耆 伯耆ハ出雲ヨリ分出ス

人皇十五代神功皇后 國ヲ五ツニ分チ玉ヲ

○ 人皇四十五代聖武天皇 國ヲ八ツニ分チ玉ヲ

山陰道

丹波但馬出雲石見伯耆丹後 此國ハ丹波ヨリ分ル 因幡 此國但馬ヨリ分ル
隱岐 此國ハ石見近ノ郡ヨリ分ツ古名沖ノ三ツ子ノ嶋ト云又ノ名天ノ忍許呂別ト云

石見 山陰道

石見国

中管中ノ国

職原鈔二十七丁ニ出

但シ六尺五寸ヲス

但シ

右高時云々を問フノコトナリ然レトモ近年新畑ノ類ハ六尺ヲを問フス

神代ノ高尺ト申スハ人ノ中指ノ中節ノ間ヲ一寸トシテ之ヲ十ヲを尺トシテ八尺ヲを問フス當時ニテモ屋敷取ナトハ此八尺を問フ以テ定之屋敷取ノ文字尺ニ出タリ

高

内訣

唐名刺史

石見守

職原抄

正六位下

然レトモ時ニヨリ人ニヨリ遠ヒアリ

唐名使君

石見權守

從六位

柿本人丸公モ石見權守ニ任スト有

唐名長吏

石見介

從六位下

官位令ニハ中国ニハ介ナシ

石見權之介

正八位下

小国ニ權之介ナレトイヘトモ古名小石見郷今ノ井野村ニ古ハ石見權之介有リテ其在所ヲ殿郷内ト云

石見掾

相當正八位下

相當大初位下

職原抄

石見目

又一書ニ大目跡ハ從八位上小目跡ハ從八位下トアリ

石見郡主 主帳 是ハ御年貢米御引受ノ役人歟

同 典主 是ハ今云津横目ノ類歟

同 主政 是ハ公事出入ニ預ル津役歟

同 擬主 是ハ山海川ノコトヲ主リ又上ノ人ノ津手傳役

以上皆一郡ノ御役人ナリ尤一通りノ格合ハ右ノ次第ナレモ又其身分下地ヨリ格ニヨリ少々時ノ前後高下アリ又小郡ニ典主擬主ノ内ニ人欠ケ二人三人ノコトモアリ

風土記安野郡御役人御屋敷稻用本郷ニ在

郡主司主帳 老位海臣

小領後七位上勲業形部臣

主政外少初從上勲業大由臣

概主政無位 石見臣

風土記千鐘郡御役人波積村ニ在

郡司主帳外位毛利臣

大領外七位上勲業近間臣

擬小領外大初位下勲業形部臣

主政外從八位勲業川臣

風土記邑知郡御役人井原村_ニ在

郡司主帳外大初位下品治臣

大領外從八位下蝦部臣

小領外從八位下石見臣

風土記仲郡御役人濱田下黒川三重_ニ在

郡司主帳無位形部臣

大領外從七位上勲業仲臣

擬小領外大初位下置部臣

主政外從八位勲業安部臣

風土記美濃郡益田郷内今市村_ニ在

郡司主帳從八位下勲業早部臣

大領外正八位勲_{ツミ}形部臣

權任小領從八位下高部臣

風土記鹿足郡野地本郷_ニ在

主帳正六位勲業勝 臣

典主神宅臣仲太理

小領外從八位額部臣

地頭職之事

塩蒙鈔曰諸国ノ地頭ノ名心得カタシ後漢書或本中ニ
世ニ俄謀叛人出来シトキ之ヲ誅伐ノ為ニ卒尔ニ兵ヲ集メ
兵糧ノ為ニ国主士民ヲ責テ集メタルヲ地頭錢ト云ナリ是
其名目ノ始リ也ト云云或鈔ニ関東頼朝公以前此号
無シ此事貞應ノ宣旨ニ見ユ是レ頼朝幼少ノ時ヨ
リ始ルトコロノ号ナリ或書ニ文治元年或ハ建久元年十

一月諸々地頭職賜ルト云云唯淨裏書ニ曰文治元年或者
建久元年始テ諸国へ地頭職ヲ御免ノ由申抄タリト云頼朝
將軍ノ時ヨリ始ルナリ又或説ニハ神代百姓ノ言葉トテ其
地所ノ頭ヲ指テ云フト 中ノ御門ノ筆録ニ有ト唐春先生
古実百十二ヶ條内ニモ出タリ

庄屋之因縁

天村君 天照大神定賜フト云是美大ノ称ナリ此時居邑君定
玉フ日本紀ニ見ユ又俗日本紀ニモアリ

田塲稻 把稻 今東根

崇神天皇ノ口訣ノ書ニ有シヲ留置キシヲ其留置キシ

書ヲ失ヒ爰ニ載セズ今モ上方邊ニ諸人申ス処ナリ

長

成務天皇十一年秋九月詔シテ諸國村々へ長ヲ定メ玉フト日本紀ニ見ユ

名主

應仁天皇ノ時名付玉フ由神代一書ノ口訣ニアリテ記置所其書ヲ失テ其一ニ不及

村長

孝徳天皇ノ時里々ニ村長ヲ置玉フト王代一覽ニ見ヘタリ

庄官

元明天皇詔アリテ庄官ト改メラル

田所

元正天皇ノ時民部省ヲ田所ト改メラル

天村主

聖武天皇ノ時天村主ト改玉フト王代一覽万葉集ホニ見ユ

庄里

桓武天皇ノ時改玉フト云

庄屋

醍醐天皇ノ時号ケ玉フト云説アリ

庄屋ノ名目十種有之様申シ傳フ職原ナトニ本位階ハアラジトイヘドモ初位ノ准官ヲ以テ殿上ニ御取計ヒ有ラセラレシ由ヨ承ル其證據ハ無シトイヘトモ更ニ無之トハ云ヘカラス禪家浄土宗ノ和尚ヲ三位ノ准官ニ御取扱ヒ有之由又其小僧ヲハ今日出家シタルニテモ正六位ニ准シ御取扱有セラル、ノ由承

ル庄屋ノ從九位ノ官モ之ニ准スル由古老申傳フ
○武田辨略ニ曰庄ハ莊ニ同シ田舎ナリ唐ニハ村里ナ
トノ如ク地ノ一ニ用ル一ナシ我朝ニテハ庄園杯ト云
テ所領ノ一ニ用ユ其心ヲ得サル一ナリ共ニ領地ノ
内ニモ山庄杯ヲ作り是ヲ庄ト云庄園ト云トキニハ
國司モ守護モイロクス所ナリ故ニ恩許ニヨリテ
獨庄園ヲシル主ナル人ヲ呼テ庄司殿ト稱ス今
村士野氏地侍ホニ類シテ少シ異ナリ勿論更代
ノ地ニ非ス村中ノ上ニ在モノナレハ庄屋ト云ハ庄
司ニハ又異ナリ勿論庄屋ト云ニ武士ノ族多シト
イヘトモ大概土民多シ農民ノ長ナリト云傳フ
年寄 當時頭百姓

年寄の名目ハ姓古より 秘へあるを誤ハ庄屋ハ言
百石舟を舟米として米を石をみて勤く年寄の善
給を勤く尤郷社の莊方と云役を急帯は此ハ
少々の給料者も村方もあり組頭も村々方ハ格
別皆お察し心付ありは年寄役ハ急給も其持
事の不善として勤く此好ま庄屋の下々役も其古
來より勤く人々を越え上は後におはる庄屋の向
に并他國へ差支は此庄屋の年寄あり代りて勤く又庄
屋組頭不不庄屋の事ありは年寄より是を發する
後年此ハ急身強くしては急分中少少ハは急
組古ハ庄屋は從九位組頭ハ從九位下年寄ハ正九位
准次のは急報者も其急分中少少ハ急分中の

後分ハ道橋川取除ホニ外社寺建立修後ホニ
有斗ハ此中中修ノハ然リ家室磨ノ以所代友ヲ
助修所様以支配申如何ニ思官方々ニ町方漢ノ
外ニ有ニ年寄トニ稱ハ中野友様江俵所ホリ小
町ノ分在ニの年寄ハ皆後名を改テ既百姓ト稱ハ
テ了様ト稱今石様中野古来分年寄ト稱ハ
子所不審子所多クハ村ノ民数帳明細帳外
田畑賣買禮文ホ皆年寄ト記ハ条明ホ且
外且又年寄ハ苗字ニ以免者ノ以所居屋ノ下後
ニハ全ニテハ年寄ト云名目ニ所在禮以分免親
の心と以テ名所ノハ様様代ナリ中修ノハ中修
ホ後引合道理子所代或年寄ニ以毎ニ修

維古
人
田
今
今
百姓代
組

此組既後分田畑山林ホ一町境を以味波す後分
ナリ且居屋ノ中修ノ設ナリ尚所料ニハ今百
姓代ト云ハ濱田銀津和野録ニハ組長ト云ハ
防長ト云ハ今七町長ト云ハ國々ト云ハ少ト遠ハ
ありト云ハ是ノ其ノ勤ホハ大概同様ナリ唐土
ト云ハ百姓十人を一組ト稱ハ以年貢課子所
ホニ組長ト云ハ法儀寄課子所ノ人ナリ然ホ
和洋共ニ同様ノ趣リ又當時ノ趣ハ百姓大略
召集ノ御々中合局ナリホリハ大略を集ムハ
ホリト云ハ取取百姓惣代を以文告波事ハ百姓代

と云ふ一保を初をなす又志の町に組頭と申は
趣と見たり是等の百姓十人の組頭なり京國
の二ふより村方百名位組頭を人と云ふ事あり
然れども當國ハ中より及和漢共よ、を後お大方は
〇は後ハ往古より流九條の下と流長を孫よ、事あり
或賢臣の歌よ

〇〇の町をゆけり一在へのは代よ之を、
は日歌の内よ、和漢とも、田畑の境を、
こと同と、往る取取と、和漢共よ、在、

五人組法 又組親

是等の法お、組親の言案の事、
を五人組法と、
て、
を、
能、
失、
河上、

年行事

是、
より、

年限りたる所を年限の役を以て習ひせしむ人柄の所を
能く試みて所を年限の本役を以て始て勤人柄なりや
否か一年限り代りて何事か其心慮のふ
着きし隙き一命を任せしむる者人柄を以て定ま
る一年限りは勤志を以て年限行事と申すありは所
屋年終後ハ村方を以て村の境を以て其人を撰ひて
之を以て代りて其を以て種々の所を以て一命を以て
是を略して其を以て又上と申す村役人ハ村の境を
ハ其を以て定めて一命を以て一命を以て一命を以て
習ひしむる一人の誤りハ万人と誤る一命を以て其の境
なり年限ハ合境なり百姓代りて其の類ハ其の境へ
思ひて其を以て見分る人の心なり是は地人の心なり

なり日月星の三光なり故に日本紀にも所を以て天
の村君と号けしむる是は天の義之身なり故に其の中
人の役ハ天子代りて村方を治る役なり能く其人
柄を見分る一年切は勤志を以て所を以て一年切と
云又國より或ハ一國或ハ一郡又ハ一組所を以て年限
の所代りて所料を以て所代りて所料を以て所代りて
役人其代りて所料の中合意出す役柄を以て一年切
お勤めしむる年限行事と申すあり又は年限行事
の所を以て國之邊々へ出以て所上の所料を以て其の村役人
と一年切お勤めしむる年限行事と申す所を以て所
代りて所料を以て所代りて所料を以て所代りて所料を
以て所代りて所料を以て所代りて所料を以て所代りて所料を

月行事 肝葉 小廻 下廻 所料

是ハ古一ヶ月切人柄を移して村役人より中村を初
川原月行より号かよし古代より中村を理好
經古ハ一國の玉司なす四年を以て一任とすし下
下との志ハ少一の従を勤るも威光を以て下を苦
志めり問く有るは一月切を是を勤るは月行
事と申中村は後お村方之役人より中村を以て
情と悦み事り先を承りも下を急学ハ智仁勇
の操をとりて村中の諸人夫を以て節を役ひ
實あるとして長らく力強き人柄を御上の所望
人まとするは名を号けり六尺と云長ハひきく力微なり
とくとも正事として心きなる人を御申状杯の役
と申又中文中力の人ハ知方の水口を付けを名
を覚え是を勤は是の事をは月行子の役おす
るなり

日行事

是ハ月行より中村を以て中村を以て御申
新に後お日行事と申し古来より新に御
中村は古先より謙んむ自分の力も及ば
月行事ハ中村より中村を以て中村を以て
お勤御なり但し身は志を勤るを及ばず或も
作柄を捕へ月行子の中村を以て中村を以て
より急を及ばずおす又と説くは古来より月行
事とて歳月歳々の日誰ハ何十人百連何村ハ御
何の役人柄又ハ村役人より古来より誰ハ可

の様より始り勤中より人何り可違はるは有り
おが

海長

此の應神天皇の時より始り皇族國風を習ひ
郡より四人の内海臣と申海臣は御所の役人あり其
以後の下級を以て浦に海臣のは其後方の
所より此の長と申す一也して其の長を以て申す人
も其も其御子を長男と申唐土も其も村の長を以
て其の長を以て云人々長と云ふも外より其
此の長を以て長と云ふと云織機も其も此の系の上
横に助入此れは御子の長と云ふは其の御國

より此國へ渡るる所は和国の系を以て其の系を以て
此の長は和太任の神と申は此の長は和太任の神と申
此の長は和太任の神と申は此の長は和太任の神と申
と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふ
又ハ魚の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふ
其の長は其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふ
今ハ市の中より海臣の長を以て其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふ
其の長は其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふ
此の長は其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふは其の長と云ふ

馬荒 マナラベ 驛路 エキチ 驛所 エキトコロ 傳馬 デンマ 長次 チヤウジ
ムマベ ムマベ ムマベ ムマベ ムマベ ムマベ

は後ある 孝徳天皇大化二年初て張傳を置て新羅
人馬の少給を給るに外ある人馬万幸多滞給言
と後おと被一万人馬不足の節ハ少助郷大助郷へ人
馬多お給用申さし御用筋多滞候は切な お勤古
傳なり

餘戸之里

出雲風土記云々なるハ家数六十軒ありハ五十軒を
以下里と仕餘り十軒を別里と侍る程是ハ何れ故
に本里へ添へ給ふ家の村を餘戸之里と申記せり
長門風土記ハ村内長さ六十町ありハ五十町を一村と
餘り十町を本郷へ添へ給ふ家を餘戸之里と申記
せり傳ハ有

當國餘戸之里申ハ美の風土記より之ハ申すは
俗間風土記にも申書有る由ハ編戸大のりて
大家の家数多あり給ふを餘戸之里と申書記
有る異事ハ是非不決と之も申す風土記の後可
然りと云へり 右如き風土記の作者ハお文ハ記
る由人の著述と之皆倭母人進るハ最信を
申すなり

- 百姓 農業 アサヒトクナ 倉生 名目 御百姓 ミクカラ 説詞式
- 全書

百姓 冬玉より 五十町をさき 変田の所能と申儀式
大内よりありと云是ハ天照大神天之平田天之安田天之邑

変田疑力田之誤

並田と申すは所子開田を大田の紅葉山に蘇
 子右字所の河田と号しては田の名字山田を平塚と
 名のり家あり門字纏のくまを掛けし内は農業
 の法道具を細のちりとあり徳右五十男目子
 天君御自百司百友をひきひては田を河原^{スキ}の
 よしは河原をあらへし水事を大君へ奉る天君
 の水と二百河原ありせし水は鉤を田地と依
 下とては婚姻の節もはは田地とて用ひし
 之後は河原初めの地上一人百司百友河原所
 家を結む河原男河原男とては百姓なりむは
 天照大神所定給ふは百姓とては百姓農業記
 一たり當時百姓と下とては上天君なり初百

司百友の流水は百姓と申すは中右左の抄るは

- 水田ミツタの初ハツ 天挾田アマササク 長田 天垣田 天安田
- 天平田ヘイテイ 天邑田アマノ 天楸田 天川依田アマカハ 天口鏡

淳浪田ヌナタ

天照大神稻ノ種ヲ天挾田及ヒ長田ニ植給フ神代卷ニ見ユ

田之法 長三十步横二十步ヲ壹及ト六十及ヲ壹町トスル

日本紀ニ見ヘタリ

陸田ハタケ

天照大神粟稗夾夕豆ヲ以テ陸田種ト仕給フ神代ノ卷ニ見ユ

宮室

宮室ノ始ハ伊弉諾尊伊弉册尊淡路ノオノコロ嶋ニテクマヤキホフヒ玉置帆負命ヒコサチ彦佐知命ヲ以テ八尋ノ御殿ヲ作り玉フ

穴居アキヤ

左右ヘ石ヲ立テ上ヘモ両方ヨリ石ヲ合セ其上ヘ芝ヲト加ヘ懸心之石無キ処ハ土穴ヲ堀リ之ニ入ルニ品共ニ口ヲ南ヘ向ケテ作ル之ヲ千塚ト云大和国山邊郡ニアリ是千塚ノ始ナリ河内国生駒ケ麓服部村ニ千塚アリ九州ノ山谷ニ此類數多シ貝原氏モ之ヲ細々書記ス右穴ヲ一ツヲ一邑ト云或十邑廿邑ト云當国上府村ニ火坂ト云有リ是所謂千塚ナリ又遠田村ノ三百原ニモ數多アリ往古ハ三百アリシ故ニ三百原ト云追々崩レテ今十五六殘レリ

石見國庄略記

松山庄

那賀郡古名川上リ村又川登リ今市村清泰寺ノ上山松山孫治郎入道子息五郎九衛門ヘ文治ノ頃頼朝公ヨリ五百貫領地ヲ下サルト云

右村分ケ貫數記

- 市村 三十貫
- 下川戸 二十八貫
- 上河戸 十七貫
- 浅利 十七貫
- 太田 十五貫
- 八神 十八貫

是マテ六ヶ村都治郷ノ内貫數合百二十五貫

田野郷 今四ヶ村 南川登 田原 此貫七拾貫也

佐野郷 分里 知ス 百五十貫〇長安郷 百五十五貫 分里七ヶ村 貫内分知

合五百貫領地 外ニ川戸 此川戸村ハ下川戸ニ非ス 今ノ住江川戸ヲ云ニ

鳴石之城主之事

土屋越後守殿謀叛の志方と都治三河守殿と討つれり
より將軍殿より上使以下有り當玉小治三河守殿福
か殿へ討つと係村川上殿と大將とて戦ひ攻むる

と云味方敗軍よりいへ川戸殿が如き諸りれ通子和睦
と云お住江七十町長良二十町上津井七町井田七町
貫メ四ヶ村武百三ヶ村川登殿へ此夜之恩賞として
此下より七百三ヶ村の領主とおぬれ此は是と云
添へて松山殿と云る中古書より是なり此討伐と申す得
と云 石原二年安 藝守と改む 又一本に川登三ヶ村長良七町上津
井七ヶ村上河戸七ヶ村下川戸七ヶ村河利七ヶ村大田
村八ヶ村 是とハヶ村能治郷十ヶ村ニ也 田原郷 田
南川上ノ 田原手原 四ヶ町より七ヶ村村數十二ヶ村貫言武百九ヶ村
是を往古の松山の庄と申す古先の傳へたりと云古書に
有る由或人より尋る
此書より後頼朝公の時ハ是を貫と申ハ八石前小原家中

以ハ七石是利家初代以ハ六石位し様子申傳ふ又全銭
銀河永河大分河小分河京河杯有有りて要細
分りりし後知志の費所を傳く

全銭より 濱田池田の洞泉より吉川を云ふの姫君
の塚ありは祠堂料として全銭六文寄附せしは料
三石余の言有り然ハ永録の以て全銭を文に米五斗
位子高り歟

此郡は利家利光山 是ハ萬事よきとき人を達敷間津よりと云ふ
利光庄 子利光の庄と申云傳ふ

領地村數 廿二ヶ所 不詳

日郡福光下村小濱境今の長老屋舗と云傳ふなり
福光庄 是ハ大福長老なり廣く仁施せし人なり世子長老光翁と云

此領地 飯原 上村 林村 本領 今浦 漆浦
木也 廿二ヶ所 不詳

福光庄 邑名郡古名福原今井原村境田上の山今福光山
といふ

是ハ凶身の利家子常は米穀を多分高く買て人を救ひ
一人に御上り下りありし所の名を福光と申云傳ふ
領地村數 廿二ヶ所 不詳或ハ邑名と云ふも云

久光庄 那賀郡成白郷
三角と云

是ハ自古天下太平長久を日祝せし形あり孫孫の辰
道 獻問其人下り給ふ所の名也と云傳ふ
此領地長濱より周布の角迄也と云傳ふ元名系記

と載す村数其言不詳

徳光庄

唐足郡徳光村今津和野之北の
河城山なりと或人の中志

徳光の庄と申すは人等て遠敷開き人へ下りぬるの庄也

徳光の庄と申すは人等て遠敷開き人へ下りぬるの庄也

○以上五の庄石見の徳光と云何れは法行経籍の人へ下
一編言の庄と云何れ

毛原庄

唐足郡九原村又今市とも云

毛原の庄と申すは人等て遠敷開き人へ下りぬるの庄也
○以上五の庄石見の徳光と云何れは法行経籍の人へ下
一編言の庄と云何れ

横井庄

唐足郡小田村今堀地と申すなり

○以上五の庄石見の徳光と云何れは法行経籍の人へ下
一編言の庄と云何れ

と留へ申すは人等て遠敷開き人へ下りぬるの庄也
横井の郷也又十五村也
は郷也一村と云何れ

領地村数十五村とありと云何れは法行経籍の人へ下
一編言の庄と云何れ

大屋庄

唐足郡大屋村今領地村数其言不詳

益田庄

美濃郡益田七尾の城

領地益田上本郷 下本郷 益田町 乙見村

上吉岡村 中吉岡 下吉岡 乙吉

多田 須見 中聖崎 中須

今市 久代 津田 遠田

大岩 高岩 下岩 木部

宇治 平原 金山 土田村

合廿四ヶ村あり不詳

和名抄子安濃郡佐波郷七ヶ村ニ同書子邑知郡佐和十
五ヶ村ニ
○今ある世子邑知郡佐波郷村を佐和の庄と云也

佐和庄 以領地村抄七ヶ村

和名抄ニ澤ト書ケリ

九日市 古名 中城田村 越原 熊見 虎山 千原

石原 酒谷 以上七ヶ村

奥山 湯抱 高山 梁瀬 赤塚

龜村 野江 瀧原 信木村 河戸

淡原 高畑 糟淵 久保 吾淵

以上十
五ヶ村 五所合廿二ヶ村あり不詳

神名備 佐木庄 邑知郡古名坂村今川下り村と云
甘南美寺山あり

御古の名 神名備山 宗儀名記云 名備薩方の國の信 不非斬三

千風行御集 名峯山と書ける也 以領地村數如左あり不詳

坂本村 邑知郡三章の太皇御下大川
の南の地附今滋利村と云 住江 湯理若

三原 田窪 小佐木 南佐木

大貫 麻賀 因原 川本 以村山今川
向海

川下り村 合十二ヶ村 是を以て南備佐木庄と云
あり不詳

日本書一熊野権現御法座あり云也

和漢ともに是を貴美なりと或書す云程は
悪し観音の慈悲繫物、其痴し文珠の如き悪
友といふも善なり、然れども善根や亦あ
らざるは似るん外文の面もくはねふ、木の
枝葉なり小事よあむもやむも、仲古太閤秀
吉卿、碇碇く所集話の所たぬごのため、字を後
以、矣念能能大碇と、その書、積り或居所、あ、文
字は、ま、ひと、中、上、り、れ、い、ね、ふ、い、不、讀、と、り、知、り、

大志の人、少子、あ、ん、か、自然、と、ま、る、を、檢、限
た、を、あ、る、い、ま、を、其、を、志、る、は、杖、風、雅、大、仁、の、有、
所、何、を、小、利、よ、く、い、ん、や、悪、く、述、る、所、は、智、者、の、書、物
採、り、よ、い、あ、る、は、世、俗、の、日、帳、美、是、日、記、の、類、なり
学、者、を、色、内、の、さ、て、や、知、止、り、無、く、ま、を、採、好、き、と
ハ、拳、り、用、ひ、て、宜、書、籍、を、後、の、学、者、道、途、他、に、ま、
く、い、れ、を、免、る、伏、し、て、報、ふ、所、也、

文化十四丙午年

仲夏下旬



石見國那賀郡太田村
石田春律
月七日とくまのりうりふ法をく



石田春律

石見國那賀郡太田村

文化十四丙午年

仲夏下旬

圖書
大正

石見國郡野野宮

石田春律

常備筆子... 其... 花...

及... 石...

月七日...

